

第三項は説明を要せず

(公正證書) 官吏又は公吏が法律の定むる形式に従ひ其権内に於て作製したる證書を公正證書と云ふ

(原本) 各人の行動の形式を傳達する目的を以て作製せられたる證書を原本と云ふ

(免狀) 一般に禁せられたる事項を特に許可する旨を記載したる一種の公正證書なり

(鑑札) 例之通行鑑札と云ふが如し大體に於て性質上免狀と異なることなし只下附する場合を異にするのみ

(旅券) 旅行を爲すことを許可する一種の免狀なり例之海外旅行券の如し

第一百五十八條 前四條ニ記載シタル文書又はハ圖畫ヲ行使シタル者ハ其ノ文書又はハ圖畫ヲ偽造若クハ變造シ又ハ虚偽ノ文書若クハ圖畫ヲ作り又ハ不實ノ記載ヲ爲サシメタル者ト同一ノ刑ニ處ス
前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

註解

本條の犯罪を構成するには左の要件を具備せざる可らず

(一) 前四條即ち第一百五十四條乃至第一百五十七條に記載したる文書又は圖畫を行使すること

(二) 偽造の文書又は圖畫たることを知りて之を行使すること故に假令偽造の文書又は圖畫を事實上行使するも偽造の文書又は圖畫たることを知るに非ざれば本罪を構成することなし

處分、文書又は圖畫を偽造若クは變造し又は虚偽の文書若クは圖畫を作り又は不實の記載を爲さしめたる者と同一の刑を科せらる即ち第一百五十四條乃至第一百五十七條に依りて定まる

第二項は別段の説明を要せず

第一百五十九條 行使ノ目的ヲ以テ他人ノ印章若クハ署名ヲ使用シテ權利義務又ハ事實證明ニ關スル文書若クハ圖畫ヲ偽造シ又ハ偽造シタル他人ノ印章若クハ署名ヲ使用シテ權利、義務又ハ事實證明ニ關スル文書若クハ圖畫ヲ偽造シタル者ハ三月以上五

年以下ノ懲役ニ處ス
他人ノ印章ヲ押捺シ若クハ他人ノ署名シタル權利、義務又ハ事實證明ニ關スル文書若クハ圖畫ヲ變造シタル者亦同シ
前二項ノ外權利、義務又ハ事實證明ニ關スル文書若クハ圖畫ヲ偽造又ハ變造シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

註解

本條第一項の犯罪を構成するには左の要件を具備せざる可らず

- (一) 他人の印章若くは署名を使用して權利義務又は事實證明に關する文書若くは圖畫を偽造し又は偽造したる他人の印章若くは署名を權利、義務又は事實證明に關する文書若くは圖畫を偽造すること
- (二) 行使の目的に出たること、故に假令(一)の行爲ありとするも行使の目的に出でたるにあらざるときは本項の罪とならず

處分、三月以上五年以下の懲役に處せらる

第二項の犯罪を構成するには左の要件を具備せざる可らず

- (一) 他人の印章を押捺し若くは他人の署名したる權利、義務又は事實證明に關する文書若くは圖畫を變造すること
 - (二) 行使の目的に出でたること
- 處分、第一項の犯罪と同じ即ち三月以上五年以下の懲役に處せらる
- 第三項の犯罪を構成するには左の要件を具備せざる可らず
- (一) 以上第一項、第二項の外の權利、義務又は事實證明に關する文書若くは圖畫を偽造又は變造すること
 - (二) 行使の目的に出たること
- 處分、一年以下の懲役又は百圓以下の罰金に處せらる

第六十條

醫師公務所ニ提出ス可キ診斷書、檢案書又ハ死亡證書ニ虛偽ノ記載ヲ爲シタルトキハ三年以下ノ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

註解

本條の犯罪を構成するには左の要件を具備せざる可らず

- (一) 診断書の検案書又は死亡證書に虚偽の記載を爲すこと
- (二) 犯罪主體が醫師たること、故に醫師以外の者は本罪を犯すことあし
- (三) 公務所に提出すべき診断書、検案書又は死亡證書からざる可らず、從て公務所以外の者に差出すべき診断書、検案書又は死亡證書を偽造するも本罪を構成することあし

處分、三年以下の禁錮又は五百圓以下の罰金に處せらる

第六十一條 前二條ニ記載シタル文書又ハ圖畫ヲ行使シタル者ハ其ノ文書又ハ偽造若クハ變造シ又ハ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者ト同一ノ刑ニ處ス
前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

註解

本條は要するに前二條即ち第五十九條及び第六十條に記載したる所の文書又は圖畫を行使したる者の處分を定めたるものにして其處分は其文書又は圖畫を偽造若くは變造し又は虚偽の記載を爲したる者と同一の刑を科するものと規定せり

第十八章 有價證券偽造ノ罪

第六十二條 行使ノ目的ヲ以テ公債證書、官府ノ證券、會社ノ株券其他ノ有價證券ヲ偽造又ハ變造シタル者ハ三月以上十年以下ノ懲役ニ處ス
前項ノ有價證券ニ虚偽ノ記入ヲ爲シタル者亦同シ

註解

本條第一項の犯罪を構成するには左の要件を具備せざる可らず

- (一) 公債證書、官府の證券、會社の株券其他の有價證券を偽造又は變造すること
 - (二) 行使の目的に出でたること、故に假令偽造又は變造するも行使の目的に出でざるときは本罪を構成せず
- 處分、三月以上十年以下の懲役に處せらる
- 第二項の犯罪を構成するには左の要件を具備せざる可らず
- (一) 有價證券に虚偽の記入を爲すこと
 - (二) 行使の目的に出でたること

處分、第一項の犯罪と同じ即ち三月以上十年以下の懲役に處せらる
(有價証券) 公債證書、官府の證券、會社の株券皆有價証券の一種なり而して有
價証券とは証券に記載せられたる權利の利用と証券の占有とが分離す可らざる關
係に立つ証券なりと解して大過なし、其著例あるは前に述べたる公債證書會社の
株券等なり

第六十三條 偽造、變造ノ有價証券又ハ虚偽ノ記入ヲ爲シタル有價証券ヲ行使シ又
ハ行使ノ目的ヲ以テ之ヲ人ニ交付シ若シクハ輸入シタル者ハ三月以上十年以下ノ懲
役ニ處ス
前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

註解

- 本條の犯罪を構成するには左の要件を具備せざる可らず
- (一) 偽造、變造の有價証券又は虚偽の記入を爲したる有價証券を行使し又は行使の目的を以て之を人に交付し若くは輸入したること
- (二) 偽造、變造の有價証券又は虚偽の記名を爲したる有價証券たるの事實を知る

こと、故に假令(一)の行爲あるも偽造、變造の有價証券又は虚偽の有價証券たることを知らざるときは本罪を構成せず

處分、三年以上十年以下の懲役に處せらる

第二項は説明を要せず

第十九章 印章偽造ノ罪

第六十四條 行使ノ目的ヲ以テ御璽、國璽又ハ御名ヲ偽造シタル者ハ二年以上ノ有
期懲役ニ處ス

御璽、國璽又ハ御名ヲ不正ニ使用シ又ハ偽造シタル御璽、國璽又ハ御名ヲ使用シタル者亦同シ

註解

- 本條第一項の犯罪を構成するには左の要件を具備せざる可らず
- (一) 御璽、國璽又は御名を偽造すること
- (二) 行使の目的を以てすること、假令偽造することあるも行使の目的に出でざらんか本罪を構成することなし

處分 二年以上の有期懲役に處せらる

第二項の犯罪を構成するには左の要件を具備せざる可らず

(一) 御璽、國璽又は御名を不正に使用し又は偽造したる御璽、國璽又は御名を使用すること

(二) 偽造したる御璽、國璽又は御名の使用に付ては偽造たるの事實を知ること
處分 二年以上の有期懲役に處せらる

第六十五條 行使ノ目的ヲ以テ公務所又ハ公務員ノ印章若クハ署名ヲ偽造シタル者

ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

公務所又ハ公務員ノ印章若クハ署名ヲ不正ニ使用シ又ハ偽造シタル公務所又ハ公務員ノ印章若クハ署名ヲ使用シタル者亦同シ

註 解

本條第一項の犯罪を構成するには左の條件を具備せざる可らず

(一) 公務所又は公務員の印章若クは署名を偽造すること

(二) 行使の目的を以てすること

處分 三月以上五年以下の懲役に處せらる

第二項の犯罪を構成するには左の要件を具備せざる可らず

(一) 公務所又は公務員の印章若クは署名を不正に使用し又は偽造したる公務所又は公務員の印章若クは署名を使用したること

(二) 偽造したる公務所又は公務員の印章若クは署名の使用に付ては偽造たるの事實を知ること

處分 三月以上五年以下の懲役に處せらる

(印章) 或物體の一面に存在する一定の形狀を他の物體に押捺して常に一定の影蹟を永久的に現出せしめ以て或事實を證明するの用に供せらるるものを云ふ

第六十六條 行使ノ目的ヲ以テ公務所ノ記號ヲ偽造シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

公務所ノ記號ヲ不正ニ使用シ又ハ偽造シタル公務所ノ記號ヲ使用シタル者亦同シ

註 解

本條第一項の犯罪を構成するには左の要件を具備せざる可らず

- (一) 公務所の記號を偽造したること
 - (二) 行使の目的を以て之を爲したること
- 處分、三年以下の懲役に處せらる
- 第二項の犯罪を構成するには左の條件を具備せざる可らず
- (一) 公務所の記號を不正に使用し又は偽造したる公務所の記號を使用したこと
 - (二) 偽造したる公務所の記號を使用するに付ては偽造たるの事實を知ること
- 處分、三年以下の懲役に處せらる
- (記號) 書籍、什物等の所屬を明かにする爲めに押用する一の目標を記號と云ふ例之内閣圖書大藏省圖書と云ふが如き圖書印又は書籍以外の物品に押用する烙印の類是なり

第六十七條 行使ノ目的ヲ以テ他人ノ印章若クハ署名ヲ偽造シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

他人ノ印章若クハ署名ヲ不正ニ使用シ又ハ偽造シタル印章若クハ署名ヲ不正ニ使用シ

シ又ハ偽造シタル印章若クハ署名ヲ使用シタル者亦同シ

註 解

本條第一項の犯罪を構成するには左の要件を具備せざる可らず

- (一) 他人の印章若クハ署名を偽造すること
 - (二) 行使の目的を以て之を爲したること
- 處分、三年以下の懲役に處せらる
- 第二項の犯罪を構成するには左の要件を具備せざる可らず
- (一) 他人の印章若クハ署名を不正に使用し又は偽造したる印章若クハ署名を使用すること
 - (二) 偽造したる印章若クハ署名を使用することに付ては偽造たるの事實を知ること
- 處分、三年以下の懲役に處せらる

第六十八條 第六十四條第二項第六十五條第二項第六十六條第二項及ヒ前條第二項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

註解

本條は各列記の條項の未遂を罰するの規定を爲したるものなり蓋し各列記の條項の犯罪たるや何れも其情狀に於て輕しとせざるのみならず社會に及ぼす危險も亦決して尠少にあらず從て其未遂と雖も之を不問に付することを得ず是れ本條を設けたる所以あり

第二十章 偽證ノ罪

第六十九條 法律ニ依リ宣誓シタル證人虚偽ノ陳述ヲ爲シタルトキハ三月以上十年以下ノ懲役ニ處ス

註解

本條の犯罪を構成するには左の要件を具備せざる可らず

- (一) 證人が虚偽の陳述を爲したること、而して虚偽たるには必ずしも積極的に甲を乙なりと言はざる可らざるにあらず知悉するに拘らず知らずとして事實の陳述を爲さざるが如き虚偽の陳述たるに妨げなし
- (二) 法律により宣誓したること、故に假令虚偽の陳述を爲すことあるも宣誓せざるときは本罪を構成することなし

處分 三月以上十年以下の懲役に處せらる

第七十條 前條ノ罪ヲ犯シタル者證言シタル事件ノ裁判確定前又ハ懲戒處分前自白シタルトキハ其刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

註解

本條は第六十九條即ち偽證の罪を犯したるに拘らず其虚偽の證言を爲したる事件の裁判確定前又は懲戒處分前自白したるときは其刑を減輕すべく或は場合により免除するを得べきことを定めたるものなり

第七十一條 法律ニ依リ宣誓シタル鑑定人又ハ通事虚偽ノ鑑定又ハ通譯ヲ爲シタルトキハ前二條ノ例ニ同シ

註解

本條に付ては前條及び前々條の説明を参照すれば明白なり從て別段の説明を要せず

第二十一章 誣告ノ罪

第七十二條 人ヲシニ刑罰又ハ懲戒ノ處分ヲ受ケシムル目的ヲ以テ虚偽ノ申告ヲ爲シタル者ハ第六十九條ノ例ニ同シ

註解

本條の犯罪を構成するには左の要件を具備せざる可らず

- (一) 虚偽の申告を爲したること、其申告は刑罰又は懲戒の處分を受くべき内容を有せざる可らず
 - (二) 人をして刑罰又は懲戒の處分を受けしむる爲めなること
- 處分、三月以上十年以下の懲役に處せらる

第七十三條 前條ノ罪ヲ犯シタル者申告シタル事件ノ裁判確定前又ハ懲戒處分前自白シタルトキハ其刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

註解

第六十九條と其趣意を同じうす從て別段の説明を要せず該條の説明を参照すべし

第二十二章 猥褻姦淫及ヒ重婚ノ罪

第七十四條 公然猥褻ノ行爲ヲ爲シタル者ハ科料ニ處ス

註解

本條の犯罪を構成するには左の要件を具備せざる可らず

- (一) 猥褻の行爲を爲したること
- (二) 公然之を爲したること、故に秘密に爲すときは如何に猥褻の行爲を爲すも本罪を構成することなし

處分、科料に處せらる

(猥褻) 猥褻とは要するに淫事の別名なり然れ共相手方あるを要せず、必ずしも交接行爲あるを要せず、相手方の貞操を害するを要せず、夫婦間又は成年者間適法の行爲も本罪を爲すに足ると知るべし

第七十五條 猥褻ノ文書、圖畫其他ノ物ヲ頒布若クハ販賣シ又ハ公然之ヲ陳列シタル者ハ五百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス販賣ノ目的ヲ以テ之ヲ所持シタル者亦同シ

註解

本條の犯罪を構成するには左の要件を具備せざる可らず

- (一) 猥褻の文書、圖書其他の物を頒布若くは販賣し又は之を陳列すること
- (二) 陳列は之を公然爲したること、然れ共頒布又は販賣は必ずしも之を公然爲す場合のみに限らず

處分 五百圓以下の罰金又は科料に處せらる、販賣の目的を以て所持する者も亦同一處分を受く

第百七十六條 十三歳以上ノ男女ニ對シ暴行又ハ脅迫ヲ以テ猥褻ノ行爲ヲ爲シタル者ハ六月以上ノ懲役ニ處ス十三歳ニ滿タサル男女ニ對シ猥褻ノ行爲ヲ爲シタル者亦同シ

註解

本條に付ては別段の説明を要せず唯十三歳以上の男女に對する猥褻は暴行脅迫を以てせざる可らざるも十三歳未滿の男女に對する猥褻は暴行脅迫を要せざることを注意すべし

第百七十七條 暴行又ハ脅迫ヲ以テ十三歳以上ノ婦女ヲ姦淫シタル者ハ強姦ノ罪ト爲シ二年以上ノ有期懲役ニ處ス十三歳ニ滿タサル婦女ヲ姦淫シタル者亦同シ

註解

本條前段の犯罪を構成するには左の要件を具備せざる可らず

- (一) 十三歳以上の婦女を姦淫したること
- (二) 暴行又は脅迫を以て姦淫したること、從て暴行脅迫を以てせざれば本罪を爲さず

處分 二年以上の有期懲役に處せらる

本條後段の犯罪を構成するには十三歳以下の婦女を姦淫したることを要す、前段の犯罪に付ては暴行脅迫によりて姦淫することを要するも十三歳以下の婦女に對しては之を要せず其承諾あるも犯罪の成立に何等妨ぐる所なし (姦淫) 男女相交情するを姦淫と云ふ

第百七十八條 人ノ心神喪失若クハ抵抗不能ニ乘シ又ハ之ヲシテ心神ヲ喪失セシメ若クハ抵抗不能ナラシメテ猥褻ノ行爲ヲ爲シ又ハ姦淫シタルモノハ前二條ノ例ニ同

註解

本條の適用せらるべき場合は要するに心神喪失例之魔酔劑の爲めに心神を失ひたるを利用して猥褻又は姦淫するが如き若くは他人に縛せられて身體の自由を喪失したるに乘じ猥褻又は姦淫を爲すが如き場合あり
處分、第七十七條、第七十八條と同じ

第七十九條 前三條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

註解

本條は第七十六條乃至第七十八條の罪の未遂を罰することを規定したるものなり蓋し該條の犯罪たるや社會の風儀を害すること甚だしく假令既遂に至らざりしと雖も一概に之を不問に付し去るを得ず是れ本條の規定を設け其未遂と雖も之を罰する所以なり

第八十條 前四條ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

註解

本條は第七十六條乃至第七十九條の犯罪は被害者の告訴を待て始めて之に刑を科することを規定したるものなり蓋し前四條の犯罪たる決して輕易の犯罪なりと云ふことを得ざるも被害者が之を罰せざらんことを求むるにも拘らず強て之を罰すべきものとせば往々にして犯罪事實は社會に發表せられ被害者をして更に其苦痛を感せしむること少からず然らば被害者が之を罰せずして其犯罪事實を秘密に付せんことを望むに於ては強て之を罰せざるを可とす是れ告訴を待て之を論ずと規定したる所以なり

第八十一條 第七十六條乃至第七十九條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

註解

本條は第七十六條乃至第七十九條の罪を犯し因て人を死傷に致したる行爲を罰するの規定なり蓋し第七十六條乃至第七十九條の犯罪たるや往々にして被害者を死傷に致すことあり而して人を死傷に致したる場合には普通の傷害より更

に之に對して重刑を科せざる可らざるの理の當然なり是れ特に本條を設けたる所
以なり
處分、無期又は三年以上の懲役に處せらる

第三百八十二條 營利ノ目的ヲ以テ淫行ノ常習ナキ婦女ヲ勸誘シテ姦淫セシメタル者ハ
三年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

註 解

- (一) 本條の犯罪を構成するには左の要件を具備せざる可らず
婦女を勸誘して姦淫せしめたること
 - (二) 其婦女は淫行の常習なきこと、故に例之賣春婦の如きを勸誘して姦淫せしむ
るも本罪を構成せず
 - (三) 營利の目的に出でたること、從て利を營む爲めにあらずして好奇の爲めに淫
行の常習なき婦女を勸誘して姦淫を爲さしむるも本罪を構成せず
- 處分、三年以下の懲役又は五百圓以下の罰金に處せらる

第三百八十三條 有夫ノ婦姦通シタルトキハ二年以下ノ懲役ニ處ス其相姦シタル者亦同

前項犯罪ハ本夫ノ告訴ヲ待テ之ヲ論ス但本夫姦通ヲ縱容シタルトキハ告訴ノ效ナ
シ

註 解

- (一) 本條の犯罪を構成するには左の要件を具備せざる可らず
有夫の婦姦通したること、即ち人の妻たる者が夫以外の男子と通すること
 - (二) 有夫の婦たることを自ら認識すること、故に事實上夫以外の者と通するも自
分は未華燭の典を擧げざる故他人の妻にあらずと誤解したるが如き場合には
本罪を構成せず相姦者も亦他人の妻たることを認識せざる可らず夫を有せざ
る婦なりと誤解するときは本罪を構成せず
- 處分、二年以下の懲役に處せらる但し本夫の告訴を以て其罪を論ずるものとす故
に本夫の告訴あるにあらざれば之を處罰することを得ざるものとす而して本夫が
其姦通を許容したる場合には告訴するを得ざるものとす從て姦夫姦婦は處罰を受

くることなし

第百八十四條 配偶者アル者重テ婚姻シタルトキハ二年以下ノ懲役ニ處ス其相婚シタル者亦同シ

註解

本條の犯罪を構成するには左の要件を具備せざる可らず

(一) 配偶者ある者重ねて婚姻を爲したること、即ち婚姻關係の繫屬中更に婚姻すること而して茲に所謂婚姻とは法律上の婚姻を云ふ故に假令華燭の典を擧ぐるも婚姻の届出を爲さざるときは其後更に婚姻届を爲し華燭の典を擧ぐるも本罪を構成することなし

(二) 重ねて婚姻したる者が前に婚姻を爲し其關係の繫屬中なることを知りたることを要す婚姻關係なしと誤解したる者は本罪を構成することなし

處分 二年以下の懲役に處せらる重婚者の相手方となり婚姻を爲したる者亦同一處分を受く

第二十三章 賭博及ヒ富籤ニ關スル罪

第百八十五條 偶然ノ輸贏ニ關シ財物ヲ以テ博戲又ハ賭事ヲ爲シタル者ハ千圓以下ノ

罰金又ハ科料ニ處ス但一時ノ娛樂ニ供スル物ヲ賭シタル者ハ此限ニアラス

註解

本條の犯罪を構成するには左の要件を具備せざる可らず

(一) 偶然の輸贏に關し財物の得喪を目的とすること

(二) 其手段は博戲又は賭事に依ること

(三) 一時の娛樂に供する物を賭したるにあらざること

處分 千圓以下の罰金又は科料に處せらる

(輸贏) 勝負と云ふと同じと知るべし

(博戲) 當事者が利益の得喪を目的とし偶然の輸贏を争ふを云ふ、故に例之競馬の勝敗を賭する場合に於て賭者の中に馬匹の優劣を熟知せざる者が介在する限りは賭者の目的は騎馬の優劣に付て各自の意見を固持するにあらず賭財の獲得を以て目的とするものあるが故に博戲なりとす

(賭事) 契約當事者が自己の主張を固持するの目的に出づるを賭事と云ふ

第百八十六條 常習トシテ博戯又ハ賭事ヲ爲シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

賭博場ヲ開張シ又ハ博徒ヲ結合シテ利ヲ圖リタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

註解

本條第一項は常習として博戯又は賭事を爲す者を重く罰するに在り即ち常習とせざるときは前條に依り千圓以下の罰金又は科料に過ぎざるも常習とするときは本條に依り三年以下の懲役に處せらる

第二項の犯罪を構成する要件は即ち左の如し

(一) 賭博場を開張し又は博徒を結合すること

(二) 而も之を以て利を圖りたること、假令賭博場を開張し又は博徒を結合するも

利を圖らざるときは本罪を構成せず

處分 三月以上五年以下の懲役に處せらる

(常習) 尙習慣性と云ふが如し賭博を爲すことを殆んど常業とするを云ふ

第百八十七條 富籤ヲ發賣シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

富籤販賣ノ取次ヲ爲シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

前二項ノ外富籤ヲ授受シタル者ハ三百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

註解

本條に付ては條文明瞭にして特に説明を要せずと雖も茲に注意を加ふべきことあり本條に於ては一般に富籤の發賣、其取次及び富籤の授受を爲したる者は夫れ々々處罰すと雖も若し特に法令に於て富籤の發賣其取次及び授受を罰せざる場合には本條の適用なきこと是なり例之臺灣に於ける彩票の如し

第二十四章 禮拜所及ヒ墳墓ニ關スル罪

第百八十八條 神祠佛堂墓所其他禮拜所ニ對シ公然不敬ノ行爲アリタル者ハ六月以下

ノ懲役若クハ禁錮又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

說教禮拜又ハ葬式ヲ妨害シタル者ハ一年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ百圓以下ノ罰金

ニ處ス

註解

本條第一項の犯罪を構成するには左の要件を具備せざる可らず

(一) 神祠、佛堂、墓所其他禮拜所に對し不敬の行爲あること

(二) 公然不敬の行爲あること、從て祕密に不敬の行爲を爲すも本罪を構成するものにあらず

處分、六月以下の懲役若しくは禁錮又は五十圓以下の罰金に處せらる

第二項の犯罪は宗教、禮拜又は葬式を妨害することを要する外他に何等要件なし

即ち第一項の如く公然たることを要せず

處分、一年以下の懲役若しくは禁錮又は百圓以下の罰金に處せらる

第百八十九條 墳墓ヲ發掘シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

註解

本條は墳墓を發掘したる行爲を罰するの規定なり蓋し人の墳墓たるや遺骨を収めたるものにして宜しく之を尊崇し其遺靈を安んずべき等のものあり然るに之を發掘せんか社會の風儀を害すると共に其遺靈を遇するの道にあらず是れ本條を設けて之を罰する所以あり但し墳墓たることを知らず偶然之を發掘するも本罪を構成せざるや勿論なり本罪は墳墓たることを知りて之を發掘することを要件とするものあり

處分、二年以下の懲役に處せらる

第百九十條 死體、遺骨、遺髮又ハ棺内ニ藏置シタル物ヲ損壞、遺棄又ハ領得シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

註解

本條は死體の遺骨、遺髮又は棺内に藏置したる物を損壞、遺棄又は領得したる行爲を罰するものなり蓋し遺骨又は遺髮等は社會の風儀上宜しく之を尊崇し以て其遺靈を安んずべきものなるに之を損壞遺棄又は領得等の行爲あらんか社會の風儀を害すると共に遺靈を遇するの道にあらずること墳墓を發掘すると同じ而して棺内に藏置したる物に付ても亦異なることなし是れ本條を設けたる所以なり

處分、三年以下の懲役に處せらる

第九十一條 第八十九條ノ罪ヲ犯シ死體遺骨遺髮又ハ棺内ニ藏置シタル物ヲ損壞
遺棄又ハ領得シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

註解

本條に付ては前條及び前々條即ち第八十九條及び第九十條の說明を參照すれば明白あり從て別段なる説明を要せず

第九十二條 検視ヲ經スシテ變死者ヲ葬リタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

註解

本條の犯罪を構成するには左の要件を具備せざる可らず
(一) 検視を受けずして死者を葬りたること、火葬と埋葬とを問はず
(二) 死者は變死者なること、故に變死者にあらざるときは假令検視を経ずして葬るも本條の犯罪を構成することなし
處分 五十圓以下の罰金又は科料に處せらる

第二十五章 瀆職ノ罪

第九十三條 公務員其職權ヲ濫用シ人ヲシテ義務ナキコトヲ行ハシメ又ハ行フヘキ
權利ヲ妨害シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

註解

本條は即ち公務員が其職權を濫用して不正に人をして義務なきことを行はしめ又は行ふことを得べき權利を妨害したる行為を罰すべき旨を規定したるものなり而して茲に所謂人とは人民なると將又自己の監督の下に立つ所の下級公務員たるを問はざるなり

處分 六月以上七年以下の懲役又は禁錮に處せらる
(濫用) 不當に權力を行使するを云ふ例之人を捕縛する場合にあらざるに拘らず
現行犯を目撃したりと爲し斯る事情なきに拘らず捕縛するが如し要するに俗に言ふ職權を笠に着ると云ふに同じ

第九十四條 裁判檢察警察ノ職務ヲ行ヒ又ハ之ヲ補助スル者其職權ヲ濫用シ人ヲ逮捕又ハ監禁シタルトキハ六月以上七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

註解

本條の犯罪を構成するには左の要件を具備せざる可らず

(一) 裁判、檢察、警察の職務を行ひ又は之を補助する者例之判事、檢事、警察官

憲兵、巡查等が人を逮捕又は監禁したること

(二) 而も其取權を濫用して爲したること、故に假令人を逮捕、監禁するも正當な

職務の執行として爲したるときは固より本罪を構成することなく本罪を構成するに付て尤も重要な點は職權の濫用なる點にあり

處分、六月以上七年以下の懲役又は禁錮に處せらる

(濫用) 不當に權力を行使するを云ふ例之人を捕縛する場合にあらざるに拘らず

現行犯を現に認めたりとなし斯る事情なきに拘らず捕縛するが如し要するに俗に言ふ職權を笠に着ると云ふに同じ

(逮捕) 有形的例之繩を以て運動の自由を剝奪するを云ふ例之縛するが如し

(監禁) 或取圍まれたる場所例之座敷牢、土藏に留置して外部に出入するの運動の自由を剝奪するを云ふ

第九十五條 裁判、檢察、警察ノ職務ヲ行ヒ又ハ之ヲ補助スル者其職務ヲ行フニ當

リ刑事被告人其他ノ者ニ對シ暴行凌虐ノ行爲ヲ爲シタルトキハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

法令ニ因リ拘禁セラレタル者ヲ看守又ハ護送スル者被拘禁者ニ對シ暴行又ハ凌虐ノ行爲ヲ爲シタル時亦同シ

註解

本條第一項の犯罪を構成するには左の要件を具備することヲ要す

(一) 裁判、檢察、警察の職務を行ひ又は之を補助する者刑事被告人其他の者に對

シ暴行又は凌虐の行爲を爲すこと

(二) 其職務を行ふに當り之を爲したること

處分、三年以下の懲役又は禁錮に處せらる

第二項の犯罪を構成するには左の要件を具備せざる可らず

(一) 法令により拘禁せられたる者を看守又は護送する者なること

(二) 被拘禁者に對して暴行又は凌虐の行爲を爲したること

處分、三年以下の懲役又は禁錮に處せらる

第九十六條 前二條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重ニ從テ處斷ス

註解

本條は即ち前二條即ち第九十四條第九十五條の犯罪を爲し而も其犯罪を爲したるに因り遂に被害者を死に致し又は傷けたる場合に於ては傷害の罪に比較して其何れが重きやを定め其重き方に從て犯人を處分することを定めたるものなり

第九十七條 公務員又ハ仲裁人其職務ニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若クハ約定シタルトキハ三年以上以下ノ懲役ニ處ス因テ不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ相當ノ行爲ヲ爲ササルトキハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲ沒收ス若シ其全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハサルトキハ其賄賂ヲ追徴ス

註解

本條第一項の犯罪を構成するには左の要件を具備せざる可らず

(一) 公務員又は仲裁人が賄賂を收受し又は之に要求若くは約束すること

(二) 公務員又は仲裁人が其職務に關すること從て假令公務員又は仲裁人が賄賂を

收受するも其職務に關するものにあらざるときは本罪を構成せず

處分、三年以下の懲役に處せらる而して若し賄賂を收受したるに因り不正の行爲

又は相當の行爲を爲さざるときは一年以上十年以下の處分に處せらる

第二項は要するに第一項に規定する所の者が收受したる賄賂を沒收すべく若し其

全部たるの一部たるを問はず沒收すること能はざるときは止むを得ず其價格を

追徴すべき旨を定めたるものなり

第九十八條 公務員又ハ仲裁人ニ賄賂ヲ交附提供又ハ約束シタル者ハ三年以上ノ懲

役又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

註解

本條第一項は公務員又は仲裁人に賄賂を交附、提供又は約束したるものを罰せんとして規定せられたるものなり
處分 三年以下の懲役又は三百圓以下の罰金に處せらる
第二項は賄賂を交付、提供又は約束したる犯人が自首したるときは其刑を減輕又は免除することを得るものとせり而して賄賂を收受し又は之を要求し若くは約束したる公務員又は仲裁人に適用すべき旨を定めたるにあらず此點誤解を生ずるの虞れあきにしもあらざるべき故特に一言の注意を加ふるものなり

第二十六章 殺人ノ罪

第九十九條 人ヲ殺シタル者ハ死刑又ハ無期若クハ三年以上ノ懲役ニ處ス

註解

本條は即ち所謂殺人罪を規定したるものなり而して條文明瞭にして特に説明すべき點なし唯茲に人とは特定人例之甲とか乙とかを指すにあらざるが故に甲を殺さんとして偶々乙を殺すも即ち犯人の目的としたる人が全然齟齬したる場合にも殺人罪に妨げなく又其手段の如何をも問ふことなし刀を以て殺すも銃を以て殺すも其間彼此差異なし

處分 死刑又は無期若くは三年以上の懲役に處せらる

第二百條 自己又ハ配偶者ノ直系尊屬ヲ殺シタル者ハ死刑又ハ無期懲役ニ處ス

註解

本條は被害者が殺人罪を犯したる者の直系尊屬即ち父母、祖父母配偶者の直系尊屬即ち夫又は妻の父母、祖父母なる場合には特に重く罰するの規定あり
處分 死刑又は無期懲役に處せらる

第二百一條 前二條ノ罪ヲ犯ス目的ヲ以テ其豫備ヲ爲シタル者ハ二年以下ノ懲役ニ處ス但シ情狀ニ因リ其刑ヲ免除スルコトヲ得

註解

本條は前二條即ち第九十九條第二百條の罪を犯すの目的を以て其豫備を爲したるものを處罰するの規定なり元來刑法は少くとも着手行為に至らざれば豫備を爲すも之を罰することなきを常とするも第九十九條第二百條の如きは犯罪中情狀

重きものあるが故に假令豫備行為にして着手に至らずと雖も之を等閑に附し去ること能はさず須らく其事態の輕微なる間に之が處置を爲して社會の秩序民人の安寧を計らざる可らず然れども又時に事情全く憫むべきものあしとせず故に本條但書を設けたる所以なり
處分、一年以下の懲役に處せらる

第二百二條 人ヲ教唆若クハ幫助シテ自殺セシメ又被殺者ノ囑托ヲ受ケ若クハ其承諾ヲ得テ之ヲ殺シタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

註 解

凡そ刑法規定する所の殺人罪の手段は法律に於て別段之を制限せず斬るも可なり突くも可なり打つも可なり然れ共少くとも人を教唆し又は幫助して自殺せしむるの手段は未だ以て殺人罪の好手段にあらず被殺者即ち殺害せらるゝ者の發意に基く囑托若くは其承諾ありたる場合亦然り情狀に於ても亦普通の殺人罪と大に其趣きを異にす是れ特に本條を設けたる所以なりとす
處分、六月以上七年以下の懲役又は禁錮に處せらる

第二百三條 第九十九條第二百條及ヒ前條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

註 解

本條は殺人未遂の規定を爲したるものなり夫れ殺人罪たるや其罪重く且つ大なり從て其既遂に至らざるも之を放任し他の輕微の犯罪と同視することを得ず宜しく刑罰を科せざる可らず是れ特に本條を設けて未遂をも處罰する所以なり若し夫れ第二百一條の犯罪の未遂を罰せざるは元來該條の犯罪たるや未だ未遂にも至らざる豫備行為なり從て其未遂をも罰せんとするは事繁雜に渉るのみにして其目的を遂げんとするや至難かり是れ本條中に第二百二條のみを除外したる所以ありとす

第二十七章 傷害ノ罪

第二百四條 人ノ身體ヲ傷害シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金若クハ科料ニ處ス

註 解

本條の犯罪を構成するには左の要件を具備せざる可らず

- (一) 人の身體たること
- (二) 人の身體を傷害したること、從て人の生命を絶つは本條の關する所にあらざると共に人の精神に害を加ふるも亦本條の犯罪を成さず毆打其他の行爲に依り人の身體を傷害して始めて本罪を構成す
- 處分、十年以下の懲役又は五百圓以下の罰金若しくは科料に處せらる

第二百五條 身體傷害ニ因リ人ヲ死ニ致シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス

自己又ハ配偶者ノ直系尊屬ニ對シテ犯シタルトキハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

註解

本條は身體傷害の結果被害者が遂に死亡したる場合を規定したるものなり而して本條所謂人を死に致したるとは殺人の意思を以て人の身體を傷害したる場合にあらざることゝ指示するものなり

處分、二年以上の有期懲役に處せらる若し被害者が自己又は配偶者の直系尊屬なるときは無期又は三年以上の懲役に處せらる

第二百六條 前二條ノ犯罪アルニ當リ現場ニ於テ勢ヲ助ケタル者ハ自ラ人ヲ傷害セス

ト雖モ一年以下ノ懲役又ハ五十圓以下ノ罰金若クハ科料ニ處ス

註解

本條は前二條の犯罪あるに當り其現場に於て勢を助けたる者は假令自ら下を下して人を傷害するに至らざるも一定の刑罰を科すべきことを定めたるものあり

處分、一年以下の懲役又は五十圓以下の罰金又は科料に處せらる

第二百七條 二人以上ニテ暴行ヲ加ヘ人ヲ傷害シタル場合ニ於テ傷害ノ輕重ヲ知ルコ

ト能ハス又ハ其傷害ヲ生セシメタル者ヲ知ルコト能ハサルトキハ共同者ニ非ラスト雖モ共犯ノ例ニ依ル

註解

- 本條の犯罪を構成するには左の要件を具備せざる可らず
- (一) 二人以上にて暴行を加へ人を傷害したること

(二) 傷害の輕重を知ること能はざるか又其傷害を生せしめたる者を知ること能はざること

處分、共犯の例に依る即ち共同行為者と同一に處分せらる
(設例) 二人以上にて人を傷害し兩腕を折りたり然るに二人の内何れが之を折りたるか不明にして知ること能はざるときは二人共各兩腕を折たると同一の處分を受くるに至るものあり

第二百八條 暴行ヲ加ヘタル者人ヲ傷害スルニ至ラサルトキハ一年以下ノ懲役若クハ五十圓以下ノ罰金又ハ拘留若クハ科料ニ處ス
前項ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

註解

本條は人を暴行したるも何等身體に傷害を加ふるに至らざる場合を規定したるものなり而して本罪は被害者に對し傷害を與へざると共に又社會の秩序を紊亂すること太甚しと云ふに至らず從て被害者が暴行人を宥恕せんとするに拘らず強て職權を以て之を處罰せざる可らざるものにあらず是れ告訴を待て始めて其罪を論ずることゝ爲したる所以ありとす

處分、一年以下の懲役若しくは五十圓以下の罰金又は拘留若しくは科料に處せらる

第二十八章 過失傷害ノ罪

第二百九條 過失ニ因リ人ヲ傷害シタル者ハ五百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

前項ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

第二百十條 過失ニ因リ人ヲ死ニ致シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二百十一條 業務上必要ナル注意ヲ怠リ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ三年以下ノ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

註解

第二百九條乃至第二百十一條の規定は過失殺傷罪を規定したるものなり而して單に人を傷害したる場合には被害者の告訴を待て其罪を論ずるものとし人を死に致し又は業務上必要ある注意を怠り爲めに人を傷害し又は死に致したる場合には被害者其他の告訴を待たずして罪を論ずるものとしたるは一に其情狀重きと輕きとの別あるが爲めに外ならず

處分、業務上必要なる注意を怠り因て人を死傷に致したる者は三年以下の禁錮又は千圓以下の罰金に處せられ單純に過失により人を殺傷したる場合には人を傷害したる者は五百圓以下の罰金又は科料に、人を死に致したる者は千圓以下の罰金に處せらる

第二十九章 墮胎ノ罪

第二百二十二條 懷胎ノ婦女藥物ヲ用ヒ又ハ其他ノ方法ヲ以テ墮胎シタルトキハ一年以下ノ懲役ニ處ス

註解

本條の犯罪を構成するには左の要件を具備せざる可らず
(一) 藥物其他の方法を以て墮胎すること
(二) 懷胎の婦女が之を爲すこと、故に假令他人が藥物其他の方法を以て墮胎せしむるも本罪を構成することなし
處分、一年以下の懲役に處せらる
(墮胎) 自然の分娩期に達せざる前母胎外に胎兒を排出し之を死せしむるを墮胎

と云ふ

第二百十三條 婦女ノ囑托ヲ受ケ又ハ其承諾ヲ得テ墮胎セシメタル者ハ二年以下ノ懲役ニ處ス因テ婦女ヲ死傷ニ致シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

註解

本條の犯罪を構成するには左の要件を具備せざる可らず
(一) 墮胎せしめたること
(二) 婦女の囑托を受け又ハ其承諾を得たること、故に婦女の囑托を受けざるか又は其承諾を受けざるときは本條の犯罪を構成することなく第二百五條の犯罪を構成することあり
處分、二年以下の懲役に處せらる因て婦女を死に致したる場合には三月以上五年以下の懲役に處せらる

第二百十四條 醫師產婆藥劑師又ハ藥種商婦女ノ囑托ヲ受ケ又ハ其承諾ヲ得テ墮胎セシメタルトキハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス因テ婦女ヲ死傷ニ致シタルトキハ六

月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

註解

本條の犯罪は要するに前條と其趣意を同じうす唯一の異なる點は前條の犯人たるには普通一般の者にて可なるも本條の犯人は醫師、産婆、藥劑師又は藥種商なることを要するの點のみ

處分、三月以上五年以下の懲役に處せらる因て婦女を死傷に致したるときは六月以上七年以下の懲役に處せらる

第二百五十五條 婦女ノ囑托ヲ受ケヌ又ハ其承諾ヲ得スシテ墮胎セシメタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

註解

本條は前二條と異なり婦女の囑托を受けず又は其承諾を得ずして墮胎せしめたる者を處分するの規定にして條文明瞭にして説明の要なし只未遂を罰する所以のもののは前數條と異なり其情重きが故に之を罰するに外ならず

處分、六月以上七年以下の懲役に處せらる

第二百十六條 前條ノ罪ヲ犯シ因テ婦女ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キ

ニ從テ處斷ス

註解

本條は婦女の囑托を受けず又は其承諾を得ずして墮胎せしめ而も尙婦女を死傷に致したる場合には傷害の罪に比較し重きに從て處斷すべき旨を定めたるものなり

第三十章 遺棄ノ罪

第二百十七條 老幼又ハ疾病ノ爲メ扶助ヲ要ス可キ者ヲ遺棄シタル者ハ一年以下ノ懲

役ニ處ス

第二百十八條 老幼幼者不具者又ハ病者ヲ保護ス可キ責任アル者之ヲ遺棄シ又ハ其生

存ニ必要ナル保護ヲ爲ササルトキハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

自己又ハ配偶者ノ直系尊屬ニ對シテ犯シタル時ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

第二百十九條 前二條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス

註解

第二百十七條及び第二百十八條は本罪成立要件及び其處分を規定したるものにして第二百十九條は人を死傷に致したる場合を規定したるものなり今其構成要件及び處分の要點を擧ぐれば左の如し

- (一) 遺棄するが又は其生存に必要なる保護を爲さざるるとき
- (二) 其遺棄せられたる者は老者、幼者、不具又は疾病の爲め扶助を要すべき者なること從て假令遺棄するも老者、幼者、不具又は病者にあらざれば本罪を構成することなし

處分 老者、幼者、不具又は病者を保護すべき者が本罪を犯したるときは三月以上五年以下の懲役に處せられ、斯る責任なき者が犯したるときは一年以下の懲役に處せらる尙本罪を犯し因テ人を死傷に致したるときは傷害の罪と比較し其重き方に從て處分せらる

(遺棄) 場所的に被害者と分離して其保護を缺くを云ふ而して被害者を他の場所に移すことあり例へば棄兒の如し犯人自ら他の場所に移ることあり例之俗に云ふ置去りの如し

尙は第二百十八條規定の老者不具者又は病者が自己若くは配偶者の直系尊屬あるとき之に對し如上の犯罪行為ありたる時は情狀重きものとし六月以上七年以下の懲役に處す之れ同條第二項の規定する處にして古來孝道を重する我國に在りては至當の規定ありと信す

第三十一章 逮捕及ヒ監禁ノ罪

第二百二十條 不法ニ人ヲ逮捕又ハ監禁シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役に處ス自己又ハ配偶者ノ直系尊屬ニ對シテ犯シタルトキハ六月以上七年以下ノ懲役に處ス

第二百二十二條 前條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス

註解

第二百二十條は犯罪構成要件と其處分とを定め第二百二十一條は更に人を死傷に致したる場合の處分を定めたるものなり

(一) 人を逮捕又は監禁したること

(二) 不法に即ち權利なくして逮捕又は監禁したること、故に假令人を逮捕又は監禁するも必ずしも本罪を構成せず權利に基き例之巡查、憲兵が現行犯を發見したるとき之を追跡して逮捕又は監禁するも固より本罪を構成するものにあらず

處分、三月以上五年以下の懲役に處せらる但し自己又は配偶者の直系尊屬に對して犯したるときは六月以上七年以下の懲役に處せらる又逮捕、監禁し因て人を死傷に致したるときは傷害の罪に比較し其重き方に從て處分せらる

第三十二章 脅迫ノ罪

第二百二十二條 生命、身體、自由、名譽又ハ財産ニ對シ害ヲ加フ可キコトヲ以テ人ヲ脅迫シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス
親族ノ生命身體自由名譽又ハ財産ニ對シ害ヲ加フ可キコトヲ以テ人ヲ脅迫シタル者亦同シ

註解

本條の犯罪を構成するには左の要件を具備せざる可らず

- (一) 人を脅迫すること
 - (二) 生命、身體、自由、名譽又は財産に對し害を加ふべきことを以て脅迫したること、從て其以外の事項を以て脅迫の材料とするも本罪を構成することなし
 - (三) 被脅迫者に對し害を加ふべきことを脅迫する加然らざれば親族に對して害を加ふべきことを以て脅迫したること、從て友人に對して害を加ふべきことを教唆するも本罪を構成することなし
- 處分、一年以下の懲役又は百圓以下の罰金に處せらる

第二百二十三條 生命、身體、自由、名譽若クハ財産ニ對シ害ヲ加フ可キコトヲ以テ脅迫シ又ハ暴行ヲ行ヒ人ヲシテ義務ナキ事ヲ行ハシメ又ハ行フ可キ權利ヲ妨害シタ

ル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス
親族ノ生命、身體、自由、名譽又ハ財産ニ對シ害ヲ加フ可キコトヲ以テ脅迫シ人ヲシテ義務ナキコトヲ行ハシメ又ハ行フ可キ權利ヲ妨害シタル者亦同シ
前二項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

註解

本條は大體に於て前條と異なる所は單純に脅迫したるに止まらず其結果義務なきことを行はしめ又は行ふべき權利を妨害したる場合に於て特に重く罰する旨を想定したるものなり
處分、三年以下の懲役に處せらる而して本條の犯罪に付ては未遂に過ぎざる場合に於ても尙處罰せらるるものなり

第三十三章 略取及ヒ誘拐ノ罪

第二百二十四條 未成年者ヲ略取又ハ誘拐シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

註解

本條は未成年者を略取又は誘拐したる場合を定めたるものなり
處分、三月以上五年以下の懲役に處せらる
(略取) 暴行又は脅迫によりて監督權者の監督を脱離せしむるを略取と云ふ
(誘拐) 誘惑又は偽計によりて監督權者の監督を脱離せしむるを誘拐と云ふ

第二百二十六條 帝國外ニ移送スル目的ヲ以テ第二百二十四條ノ罪ヲ犯シ又ハ偽計若クハ威力ヲ用ヒ人ヲ拐取シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス
帝國外ニ移送スル目的ヲ以テ人ヲ賣買シ又ハ被拐取者若クハ被賣者ヲ帝國外ニ移送シタル者亦同シ

註解

本條第一項の犯罪を構成するには左の要件を具備せざる可らず
(一) 人を略取又は誘拐したること、成年と未成年と男と女とを問はざるは云ふ迄もあし
(二) 帝國外に移送するの目的を以て爲したること、而して其移送を受くる者の内國人あると外國人なるとは之を問はず

處分 二年以上の有期懲役に處せらる

第二項の犯罪は帝國外に移送するの目的を以て人を賣買し又は拐取せられたる者若くは賣買せられたる者を帝國外に移送したる者を罰せんとするに在り從て帝國外に移送するの目的を以て人を賣買するも本項の犯罪を成立せしむることなく又拐取せられたる者にあらざる者又は賣買せられたる者にあらざる者を帝國外に移送するも亦本項の犯罪を成立せしむることなし

處分 二年以上の有期懲役に處せらる

第二百二十五條 營利、猥褻又ハ結婚ノ目的ヲ以テ偽計又ハ威力ヲ用ヒ人ヲ拐取シタルハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

註解

本條の犯罪を構成するには左の要件を具備せざる可らず

- (一) 人を略取又は誘拐すること、本條は廣く未成年者と限らず故に成年者と未成年者とを問はず又男女の區別も指て論せず
- (二) 營利、猥褻又は結婚の目的とすること、故に此等の目的を有せざるときは本

條の犯罪を構成せず

處分 一年以上十年以下の懲役に處せらる

(營利) 自己の利益を収むる爲めにするを云ふ例之醜業婦として莫大の利益を得んとするが如しと知るべし

(猥褻) 要するに淫事の別名なり、必ずしも男女の交接のみを意味するにはあらずと知るべし

(結婚) 婚姻と云ふに同じ即ち夫婦となるを云ふ

第二百二十七條 前三條ノ罪ヲ犯シタル者ヲ幫助スル目的ヲ以テ被拐取者又ハ被賣者

ヲ收受若クハ藏匿シ又ハ隱避セシメタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

營利又ハ猥褻ノ目的ヲ以テ被拐取者又ハ被賣者ヲ收受シタル者ハ六月以上七年以下

ノ懲役ニ處ス

註解

本條第一項の犯罪を構成するには左の要件を具備せざる可らず

- (一) 被拐取者又は被賣者を收受若くは藏匿し又は隱避せしむること

- (二) 前三條の罪を犯したる者を幫助するの目的に出でたること、從て假令(一)の行為あるも此目的を缺がんか本項の犯罪を成立せしむることなし
- 處分、三月以上五年以下の懲役に處せらる
- 第二項の犯罪を構成するには左の要件を具備せざる可らず
- (一) 拐取せられたる者又は賣買せられたる者を收受したること
- (二) 營利又は猥褻の目的に出でたること
- 處分、六月以上七年以下の懲役に處せらる
- (收受) 消極的に他人より交付を受くるを云ふ、進で積極的に他人の手許より奪取するは略取となることあるも收受となることなし

第二百二十八條 本章ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

註解

本條は第二百二十四條乃至第二百二十七條の罪の未遂を罰する旨の規定を爲したるものあり蓋し該條の犯罪たるや敢て重大あるものとは言ふを得ざるに似たりと

雖も不知不識の間社會に及ぼす影響敢て尠なりとせず從て假令既遂に至らずと雖も之を不問に措くことを得ず是本條の因て設けられたる所以なりとす

第二百二十九條 第二百二十六條ノ罪、同條ノ罪ヲ幫助スル目的ヲ以テ犯シタル第二百二十七條第一項ノ罪及此等ノ罪ノ未遂罪ヲ除ク外本章ノ罪ハ營利ノ目的ニ出テサル場合ニ限り告訴ヲ待テ之ヲ論ス但被拐取者又ハ被買者犯人ト婚姻ヲ爲シタルトキハ婚姻ノ無效又ハ取消ノ裁判確定ノ後ニアラサレハ告訴ノ效ナシ

註解

本條は第二百二十六條及び同條の罪を幫助するの目的を以て第二百二十七條第一項の罪を犯したる場合及び此等の罪の未遂犯を除くの外第二百二十四條乃至第二百二十八條の犯罪は營利の目的を以て犯したるときは職權に基て被害者の意思如何を顧慮することなく之を罰すと雖も然らざる場合には告訴を待て始めて之を罰するものとせり然りと雖も拐取せられたる者又は賣買せられたる者が犯人と婚姻したる場合には之を告訴するも其效あし即ち婚姻の無效又は取消の裁判確定して始めて告訴の效あるものとせり

第三十四章 名譽ニ對スル罪

第二百三十條 公然事實ヲ摘示シ人ノ名譽ヲ毀損シタル者ハ其事實ノ有無ヲ問ハス一年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
死者ノ名譽ヲ毀損シタル者ハ誣罔ニ出ツルニ非ラサレハ之ヲ罰セス

註解

本條の犯罪を構成するには左の要件を具備せざる可らず
(一) 公然事實を摘示して人の名譽を毀損したること、從て假令人の名譽を毀損するも公然にあらざるときは之を罰せず
(二) 其事實の有無を問はず、即ち實際存在したりし事柄なるも尙本罪を構成するに妨げあし、但し死者の名譽を毀損したる場合に於ては誣罔即ち虚偽にあらざれば本罪を構成せず
處分 一年以下の懲役若くは禁錮又は五百圓以下の懲役に處せらる
(名譽) 社會上に於ける人類の價値を名譽と云ふ、或は人類が社會的生存に依て取得する所の尊敬ありと云ふも可なり更に人類が社會的生存に基き他より尊敬せらるべき各個人の利益と云ふも不可なしと知るべし

第二百三十一條 事實ヲ摘示セスト雖モ公然人ヲ侮辱シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

註解

本條の犯罪を構成するには左の要件を具備せざる可らず
(一) 人を侮辱したること
(二) 公然に爲したること、從て假令人を侮辱するも公然に爲さざるときは本罪を構成することなし而して前條の犯罪と異なり事實を摘示することを要せず漫然泥棒野郎と衆人の前にて云ふも本罪成立に妨げあし
處分 拘留又は科料に處せらる
(侮辱) 他人の價値を認めざるの意思表示に依て他人の名譽を毀損すること別言すれば犯人自ら他人の價値なきことを判定するを侮辱と云ふ例之罵詈、嘲弄等即ち其主あるものなり

第二百三十二條 本章ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

註解

本條は第二百三十條及び第三百三十一條の罪は被害者の告訴を待て之を論ずべきものと規定したるものなり蓋し第二百三十條及び第三百三十一條の犯罪たるや被害者に於て之を罰せざらんと欲するにも拘らず國家が進て之に刑罰を加ふるは實に其當を得たるものにあらざればなり

第三十五章 信用及ヒ業務ニ對スル罪

第二百三十三條 虚偽ノ風説ヲ流布シ又ハ偽計ヲ用ヒ人ノ信用ヲ毀損シ若クハ其業務ヲ妨害シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

註解

本條の犯罪を構成するには左の要件を具備せざる可らず
(一) 人の信用を毀損し若くは其業務を妨害したること
(二) 虚偽の風説を流布し又は偽計を用ひたること、虚偽の風説の流布又は偽計に由らずして人の信用を毀損し又は其業務を妨害するも本條の犯罪を構成せず

處分 三年以下の懲役又は千圓以下の罰金に處せらる

第二百三十四條 威力ヲ用ヒ人ノ業務ヲ妨害シタル者亦前條ノ例ニ同シ

註解

本條は威力を用ひて人の業務を妨害するを罰するの規定にして別段の説明を要せず
處分 三年以下の懲役又は千圓以下の罰金に處せらる

第三十六章 窃盜及ヒ強盜ノ罪

第二百三十五條 他人ノ財物ヲ窃取シタル者ハ窃盜ノ罪ト爲シ十年以下ノ懲役ニ處ス

註解

本條の犯罪を構成するには左の要件を具備せざる可らず
(一) 窃取したること、即ち従來の保管者をして物の所持を失はしめ犯人自ら其物の保管を取得するを云ふ詳言すれば他人の保管喪失、自己の保管取得の外更

に從來の保管者が其保管の移轉に付き同意なきことを要す若し欺罔又は恐喝に因るとき詐偽又は恐喝の罪となるのみ

(二) 他人の財物なること、故に自己の財物に對しては假令他人の保管に屬するも本條の犯罪を成さず但し此點に付ては第二百四十三條の規定を參照すべし

處分、十年以下の懲役に處せらる

第二百三十六條 暴行又は脅迫ヲ以テ他人ノ財物ヲ強取シタル者ハ強盜ノ罪ト爲シ五年以上ノ有期懲役ニ處ス

前項ノ方法ヲ以テ財産上不法ノ利益ヲ得又ハ他人ヲシテ之ヲ得セシメタル者亦同シ

註解

本條第一項の犯罪を構成するには左の要件を具備せざる可らず

(一) 他人の財物を強取したること

(二) 暴行又は脅迫を以て爲したること此點に於て前條の竊盜罪と異なる所なり

處分、五年以上の有期懲役に處せらる

第二項の犯罪を構成するには左の要件を具備せざる可らず

(一) 財産上不法の利益を得又は他人をして之を得せしめたること、例之被害者が

自己又は他人に對して有する權利を自己又は他人の利益の爲め(二)の行爲によ

りて之を拋棄せしむるが如し

(二) 暴行又は脅迫を爲したること

處分、五年以上の有期懲役に處せらる

第二百三十七條 強盜ノ目的ヲ以テ其豫備ヲ爲シタル者ハ二年以下ノ懲役ニ處ス

註解

本條は強盜の豫備を罰するの規定なり元來強盜罪たるや其罪甚だ大にして其及ばず影響も頗る廣くして公安公序上之に對して待つに嚴を以てす從て其豫備と雖も之を放任し置くは社會の秩序を維持する所以にあらず況んや豫め其備へを爲し機を見て之を斷行せんと欲するに於ては益々之を防遏せざる可らず是れ本條に於て特に強盜の目的を以て其豫備を爲したる者を罰する所以なりとす

第二百三十八條 竊盜財物ヲ得テ其取還ヲ拒キ又ハ逮捕ヲ免カレ若クハ罪跡ヲ湮滅スル爲メ臨時暴行又ハ脅迫ヲ爲シタルトキハ強盜ヲ以テ論ス

註解

本條の犯罪を構成するには左の要件を具備せざる可らず

- (一) 竊盜が暴行又は脅迫を爲したること
 - (二) 財物を得て其取還を拒ぎ又は逮捕を免かれ若くは罪跡を湮滅せしむる爲めに爲したること
- 處分、強盜を以て論せらる即ち五年以上の有期懲役に處せらる

第二百三十九條 人ヲ昏醉セシメテ其財物ヲ盜取シタル者ハ強盜ヲ以テ論ス

註解

本條は人を昏醉せしめて財物を盜取したる者の處分を定めたるものなり本來強盜罪は暴行脅迫に依りて財物を奪取したるの點に於て著しく他の犯罪と異なる是を以て人を昏醉せしめ其昏醉せる状態に乗じて其財物を盜取するは強盜にあらざる

が如き人を昏醉せしめて財物を盜取すると暴行又は脅迫を加へて財物を強取すると其情狀に於て毫も彼れ此れ軒輕なきに似たり是れ本條に於て強盜を以て論ずと規定したる所以なりとす

處分、五年以上の有期懲役に處せらる

第二百四十條 強盜人ヲ傷シタルトキハ無期又ハ七年以上ノ懲役に處ス死ニ致シタル

トキハ死刑又ハ無期懲役に處ス

註解

本條は強盜が人を死傷に致したる場合を規定したるものあり而して茲に人を傷し又は死に致したるときとは強盜を爲すに何等關係なき人を死傷に致したる場合を云ふにはあらず例之強盜二人が歸途口論の結果一人が殺害せらるゝも固より本條の適用を受くるものにあらず即ち本條に云ふ所の人とは強盜を爲すに際し其障礙を爲すとか或は之を追跡したりとか云ふ如き人を指すものなり

處分、人を傷したるときは無期又は七年以上の懲役に死に致したるときは死刑又は無期懲役に處せらる

第二百四十一條 強盜婦女ヲ強姦シタルトキハ無期又ハ七年以上ノ懲役ニ處テ因テ婦女ヲ死ニ致シタルトキハ死刑又ハ無期懲役ニ處ス

註解

本條は強盜が婦女を強姦したる場合を規定したるものあり例之強盜を働き而して更に意馬心猿に驅られ婦女を強姦したる場合の如し
處分 無期又は七年以上の懲役に處す但し因て婦女を死に致したるときは死刑又は無期懲役に處せらる

第二百四十二條 自己ノ財物ト雖モ他人ノ占有ニ屬シ又ハ公務所ノ命ニ依リ他人ノ看守シタルモノナルトキハ本章ノ罪ニ付テハ他人ノ財物ト見做ス

註解

本條は自己の所有と雖も他人の占有に屬し又は公務所の命に因り他人の看守したるものなるとき之を窃取したるときは他人の物を窃取又は強取したる場合と同一に處罰せんと欲するに出でたる規定なり即ち本章の罪に付ては他人の財物と看做すとは此意味に出でたるものに外ならざるなり

第二百四十三條 第二百三十五條第二百三十六條第二百三十八條乃至第二百四十一條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

註解

本條は即ち第二百三十五條、第二百三十六條、第二百三十八條乃至第二百四十一條の未遂をも罰せんとするの規定なり蓋し以上の各條に於て記載したる罪たるや假令其未遂に止まるものと雖も之を不問に付するは決して其當を得たるものにあらず須らく之に對し適當の制裁を付し其悪性を矯正せざるを得ず是れ本條の規定の由て生ずる所以なり

第二百四十四條 直系血族配偶者及ヒ同居ノ親族又ハ家族ノ間ニ於テ第二百三十五條

ノ罪及ヒ其未遂罪ヲ犯シタル者ハ其刑ヲ免除シ其他ノ親族又ハ家族ニ係ルトキハ告訴ヲ待テ其罪ヲ論ス

親族又ハ家族ニ非サル共犯ニ付テハ前項ノ例ヲ用ヒス

註解

本條は直系血族配偶者及び同居の親族又は家族の間に於て財物を窃取したる場合

及び竊取未遂に止まる場合に於ては其刑を免除して其執行を爲さざると共に其他の親族、家族即ち同居せざる者なる場合には被害者の告訴を俟て始めて其罪を論ずるものとせり蓋親族間又は家族間に於て一度竊取の大罪を犯したりとして親族間又は一家内の情誼をも無視し刑の執行を爲さざる可らずとするは却て社會の秩序を維持する所以にあらずして國家が刑罰を科する目的に悖ること甚しければなり然りと雖も親族又は家族と共に他人が之を犯したる場合に於て其他人迄も親族又は家族と同一に遇し或は刑の執行を免じ或は告訴を俟たざれば之を罰することを得ずとする極めて不當なるの結果を生ず是第二項に於て親族又は家族に非ざる共犯に付ては前項の例を用ひすと規定したる所以なりとす

第二百四十五條 本章ノ罪ニ付テハ電氣ハ之ヲ財物ト見做ス

註解

本條は竊盜及び強盜の罪に付ては電氣は之を財物と看做し以て竊盜又は強盜の目的物たることを得せしめたるものなり元來電氣は固より物にあらず然れ共電氣應用の盛なる之を盜むも何等其制裁なしとせば其不當なるや多言を要せず已に舊刑法施行時代に於て電流を竊取したる者の處分に付き議論沸騰し其是非曲直を判するに大に困難を感じたり是に於て乎本法に於ては本條を設け以て斯る疑ひを一刀兩斷に解決したるものあり

第三十七章 詐欺及ヒ恐喝ノ罪

第二百四十六條 人ヲ欺罔シテ財物ヲ騙取シタル者ハ十年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ方法ヲ以テ財産上不法ノ利益ヲ得又ハ他人ヲシテ之ヲ得セシメタル者亦同シ

註解

- 本條の犯罪を構成するには左の要件を具備せざる可らず
- (一) 財物を騙取し又は財産上不法の利益を得又は他人をして之を得せしめたること、即ち自ら財物を騙取したること、被害者が自己又は他人に對して有する權利を自己又は他人の利益の爲め拋棄せしむるが如きことを問はず
 - (二) 人を欺罔したること、故に假令(一)の行爲ありとするも人を欺罔せずんば本罪を構成することなしと云はざる可らず而して茲に人とは必ずしも被害者たる

ことを要せず裁判官を欺罔し因て相手方より財物を騙取するも本罪を構成するに妨げなし

處分、十年以下の懲役に處せらる

(欺罔) 他人をして錯誤に陥らしむる爲め虚偽の事實を表白するを欺罔と云ふ、故に錯誤に陥らしむる意思を有せざるか若しくは虚偽の事實たることを知り其事實を表白せざるに於ては欺罔と云ふを得ず

(騙取) 欺罔を手段として財物を他人の保管より自己又は第三者の保管に移すを騙取と云ふ從て欺罔を手段とせざる時は本罪假令財物を自己又は第三者の保管に移さしむるも騙取と云ふを得ず

第二百四十七條

他人ノ爲メ其事務ヲ處理スル者自己若クハ第三者ノ利益ヲ圖リ又ハ本人ニ損害ヲ加フル目的ヲ以テ其任務ニ背キタル行爲ヲ爲シ本人ニ財産上損害ヲ加ヘタルトキハ五年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

註解

本條の犯罪を構成するには左の要件を具備せざる可らず

(一) 他人の爲めに其事務を處理する者が本人に財産上の損害を加へたること
(二) 自己若しくは第三者の利益を圖り又は本人に損害を加ふる目的を以て其任務に

背きたる行爲を爲したること、即ち自己の利益と第三者の利益とを問はず之を圖り又は單純に本人に損害を加ふる目的を以て其任務に背きたる行爲あることを要す例之支配人が自己又は第三者の利益を圖り主人に不利益を與ふるが如き是なり

處分、五年以下の懲役又は千圓以下の罰金に處せらる

第二百四十八條

未成年者ノ知慮淺薄又ハ人ノ心神耗弱ニ乘シテ其財物ヲ交付セシメ又ハ財産上不法ノ利益ヲ得若クハ他人ヲシテ之ヲ得セシメタル者ハ十年以下ノ懲役ニ處ス

註解

本條は所謂進欺罔取財とも云ふべきものを規定したるものあり元來知慮淺薄ある未成年者又は心神耗弱者は完全なる財産處分の能力を有するものにあらず民法上に於ては其法律行爲は取消し得べきものなり從て斯る不完全なる者の虚に乗じて

其財物を交付せしめ又は財産上不法の利益を得若くは他人をして之を得せしむるは恰も人を欺罔して財物を騙取すると其間彼れ此れ區別すべき所なしと云はざる可らず從て之を不問に付し何等處罰の規定を設けざるは甚だ不當にして且つ權衡を失するものなりと云はざる可らず是れ本條を設けたる所以なりとす
處分 十年以上の懲役に處せらる

第二百四十九條

人ヲ恐喝シテ財物ヲ交付セシメタル者ハ十年以下ノ懲役ニ處ス
前項ノ方法ヲ以テ不法ノ利益ヲ得又ハ他人ヲシテ之ヲ得セシメタル者亦同シ

- (一) 本條の犯罪を構成するには左の要件を具備せざる可らず
財物を交付せしめたるか又は不法の利益を得又は他人をして之を得せしめたること
- (二) 人を恐喝したること、例之甲乙に向て曰く余は大に汝を恨む從て機を見て汝を殺さんことを計るや久し今に於ては余に若干の金圓を贈與するか若くは余に對する債權を拋棄せば余は汝に對する恨を棄てん汝之を欲せざるならば余の妻に對して有する債權を拋棄せよと恐喝するが如し

處分 十年以下の懲役に處せらる
(恐喝) 害惡を被らしむべきことを通告し因て意思の自由を制限するを云ふ、意思の自由の制限に止まり錯誤に陥しめざる點に於て欺罔と異なるものなり

第二百五十條 本章ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

註解

本條は第二百四十六條乃至第二百四十九條の犯罪の未遂を罰するの規定にして要するに詐偽、恐喝の罪の如き其已遂に至らざるの故を以て之を放任せんか奸人惡徒大に社會の秩序を破壊するに至るの虞れあるは從來の實例に徴して洵に明白なればなり是れ本條を設けたる所以なりとす

第二百五十一條

本章ノ罪ニハ第二百四十二條第二百四十四條及第二百四十五條ノ規定ヲ準用ス

註解

本條は即ち竊取及び強盜の罪に於て規定せる所の第二百四十二條、第二百四十四

條及び第二百四十五條の規定を準用する旨を規定したるものなり蓋し竊盜及び強盜の罪に於て已に該條を設くる以上は本章規定する犯罪にも亦斯る規定を設くるを至當とすればあり

第三十八章 横領ノ罪

第二百五十二條 自己ノ占有スル他人ノ者ヲ横領シタル者ハ五年以下ノ懲役ニ處ス
自己ノ物ト雖モ公務所ヨリ保管ヲ命セラレタル場合ニ於テ之ヲ横領シタル者亦同シ

第二百五十三條 業務上自己ノ占有スル他人ノ物ヲ横領シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

註解

第二百五十二條及び第二百五十三條の犯罪を構成するには左の要件を具備せざる可らず
(一) 他人の物又は自己の物なるも公務所より保管を命せられたる物を横領したること

(二) 業務上其他の原因を問はず自己の占有する物あること、從て他人の占有する

物は本罪の目的となることなし

處分 業務上自己の占有する他人の物を横領したるときは一年以上十年以下の懲役に處せられ其他の場合に於ては五年以下の懲役に處せらる

(横領) 權利なくして權利ある者の如く之を装ひ以て他人の權利を侵害するを云ふ例へば他人の物を自己の物として處分し、質權を設定しあるに拘らず之れ無きが如く装ひ之を處分するが如し

第二百五十四條 遺失物漂流物其他占有ヲ離レタル他人ノ物ヲ横領シタル者ハ一年以上ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金若クハ科料ニ處ス

註解

本條の犯罪を構成するには左の要件を具備せざる可らず

(一) 他人の物を横領すること
(二) 其物は遺失物、漂流物其他占有を離れたる他人の物あること、此點に於て前條及び前々條と著しく異なる、若し自己の占有に屬するものあるときは前條

又は前々條の支配する所となり本條の犯罪を構成することなし
處分、一年以上の懲役又は百圓以下の罰金若しくは科料に處せらる
(遺失物、漂流物) 之を抛棄するの意思なくして占有を離れ河川又は海上に漂ふ
物を漂流物と云ひ、地上にある物を遺失物と云ふ

第二百五十五條 本章ノ罪ニハ第二百四十四條ノ規定ヲ準用ス

註解

本條は本章の犯罪には第二百四十四條の規定を準用する旨を定めたるものなり蓋
し既に竊盜罪に付て第二百四十四條の規定を設けたる以上は本章の罪に於ても
を設くるを以て妥當と云はざる可らざればなり

第三十九章 贓物ニ關スル罪

第二百五十六條 贓物ヲ收受シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

贓物ノ運搬寄藏故買又ハ牙保ヲ爲シタル者ハ十年以下ノ懲役及千圓以下ノ罰金ニ處
ス

註解

本條は贓物の罪を規定したるものなり即ち贓物たることを知て之を收受し運搬し
寄藏し、故買し或は牙保を爲すを放任せんか竊盜、強盜等の犯罪は益々増加する
に至らん果して贓物を收受乃至牙保するが如き行爲は宜しく之に制裁を附して之
を防遏せざる可らず是れ本條の規定ある所以なり

處分、之を收受したる者は三年以下の懲役に處せられ運搬、寄藏、故買又は牙保
したる者は十年以下の懲役及び千圓以下の罰金に處せらる

(贓物) 犯罪に因りて直接に得たる物件を贓物と云ふ例へは竊盜又は強盜に因り
て盜取したる物の如し

(收受) 贓物たるの情を知て之を受取るを收受と云ふ

(運搬) 運搬とは運送と云ふに同じ即ち贓物たるの情を知て甲所より乙所へ運送
するが如し

(寄藏) 寄託を受けて贓物を隠匿するを寄藏と云ふ

(故買) 有償に之を取得する凡ての場合を故買と云ふ例之賣買、交換の如し

(牙保) 讓渡人と讓受人との間に立ちて之が讓渡の媒介を爲すを牙保と云ふ

第二百五十七條 直系血族配偶者同居ノ親族又ハ家族及ヒ此等ノ者ノ配偶者ノ間ニ於

テ前條ノ罪ヲ犯シタル者ハ其刑ヲ免除ス

親族又ハ家族ニ非サル共犯ニ付テハ前項ノ例ヲ用ヒス

註解

本條は第二百四十四條と立法の趣意を同じうするものなり蓋し本條に列記したる者の間即ち直系血族、配偶者、同居の親族又は家族及び此等の者の配偶者の間に於て贓物を收受し乃至牙保するも毫も其情狀を斟酌することなく普通の者の間に於けると同一の刑を科せんとするは頗る人情に遠かるものと云はざる可らず例之夫が窃取したる物を妻が之を隠匿したりとして忽ち贓物に關する罪ありとして處刑せんか酷も亦甚しと云はざる可らず是れ本條を設けて前條の例外を定めたる所以なり然りと雖も常人即ち親族又は家族に非ざる者が之と共同して第二百五十七條に觸るゝの行爲を爲したるときと雖も固より之を不問に付するを得ず是れ第二項の規定を設け以て共同者の一人たる親族又は家族に對しては刑を免除するに拘らず常人に對しては刑を免除せざる旨を定めたる所以なり

第四十章 毀棄及ヒ隱匿ノ罪

第二百五十八條 公務所ノ用ニ供スル文書ヲ毀棄シタル者ハ三月以上七年以下ノ懲役

ニ處ス

註解

本條は公務所の用に供する所の文書を毀棄したる行爲を罰するの規定なり蓋し官廳、官署等に於て其用に供する文書は極めて重要なるものなり然るに若し之を毀棄したるに拘らず之を放任せんか世人或は往々にして自己に不利益なる文書を毀棄するに至らん是れ本條を設けたる所以なり
處分、三月以上七年以下の懲役に處せらる

第二百五十九條 權利義務ニ關スル他人ノ文書ヲ毀棄シタル者ハ五年以下ノ懲役ニ處

ス

註解

本條權利義務に關する例之證據となるべき他人の文書を毀棄したる行爲を罰するの規定あり凡そ權利義務に關する文書は吾人生活の法律關係上極めて重要なるも

のにして須らく之を保護せざる可らず而して其文書を所持する者が自己の任意に之を毀棄せんか固より何等咎むべき點なし然れども他人の文書なるときは之と異なり放任するを得ず是れ他人の文書を毀棄したる者を罰する所以なり
處分、五年以下の懲役に處せらる

第二百六十條

他人ノ建造物又ハ艦船ヲ損壞シタル者ハ五年以下ノ懲役ニ處ス因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス

註解

本條の犯罪を構成するには左の要件を具備せざる可らず

(一) 建造物又は艦船を損壞したること

(二) 他人の所有に屬すること

處分、五年以下の懲役に處せらる但之が爲めに人を死傷に致したるとき例之艦船を損壞したるが爲めに沈没し乗客を死傷に致したるが如き場合には傷害の罪と比較し其何れが重きやを案し重き方に從て處分せらる

(建造物) 寺院、佛閣、神社、家屋、土蔵、物置等の建物を建造物と云ふ

(艦船) 軍艦及び其以外の船舶を總稱して艦船と云ふ

(損壞) 毀損及び破壊を總稱して損壞と云ふ

第二百六十一條

前三條ニ記載シタル以外ノ物ヲ損壞又ハ傷害シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金若クハ科料ニ處ス

註解

本條は公務所の用に供する文書、權利義務に關する他人の文書の毀棄若くは他人の建造物又は艦船の損壞以外其他の物を損壞又は傷害したる行爲例之他人の器具を損壞し又は牛馬を傷害するが如き行爲を罰せんとするの規定なり
處分、三年以下の懲役又は五百圓以下の罰金若くは科料に處せらる

第二百六十二條

自己ノ物ト雖モ差押ヲ受ケ物權ヲ負擔シ又ハ賃貸若クハ保險ニ付シタルモノヲ損壞又ハ傷害シタルトキハ前三條ノ例ニ依ル

註解

本條は大體に於て第二百四十二條と其立法の趣意を同じうするものあり即ち假令

自己の所有に屬するものと雖も差押を受け物權を負担し又は賃貸したる物を損壞又は傷害したるときは前三條の例に依て之を處斷せんとするにあり例之債權の申立により差押を受けたるに拘らず之を毀棄、損壞又は傷害し、他人に貸入したる物を損壞する等の如し

二〇八

第二百六十三條 他人ノ信書ヲ隱匿シタル者ハ六月以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ五十圓以下ノ罰金若クハ科科ニ處ス

註解

本條は他人の信書を隱匿したる行爲を罰せんとするにあり元來他人の信書なるものは事祕密に屬し他人の之を披見し又は隱匿することを得ざる性質のものなりと雖も從來此種の規定を缺くを以て往々にして其保護を全ふする能はざるの憾あり是れ第三百三十四條に於て封緘したる信書を開披したる者を罰すると同一理由に基き假令開披したる信書なりと雖も之を隱匿するを不問に付するを得ずとしたる所以あり

處分、六月以下の懲役若しくは禁錮又は五十圓以下の罰金若しくは科科に處せらる

第二百六十四條 第二百五十九條、第二百六十一條及前條ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

註解

本條は第二百五十條第二百六十一條及び第二百六十三條の罪は告訴を待て始めて之を論ずるものと規定せるもの蓋し以上列記の犯罪たるや被害者が之を罰することを望まざるに拘らず尙且つ之を罰するの要なきを以て特に本條を設け其意を明揭したるものあり

52
79

不許複製

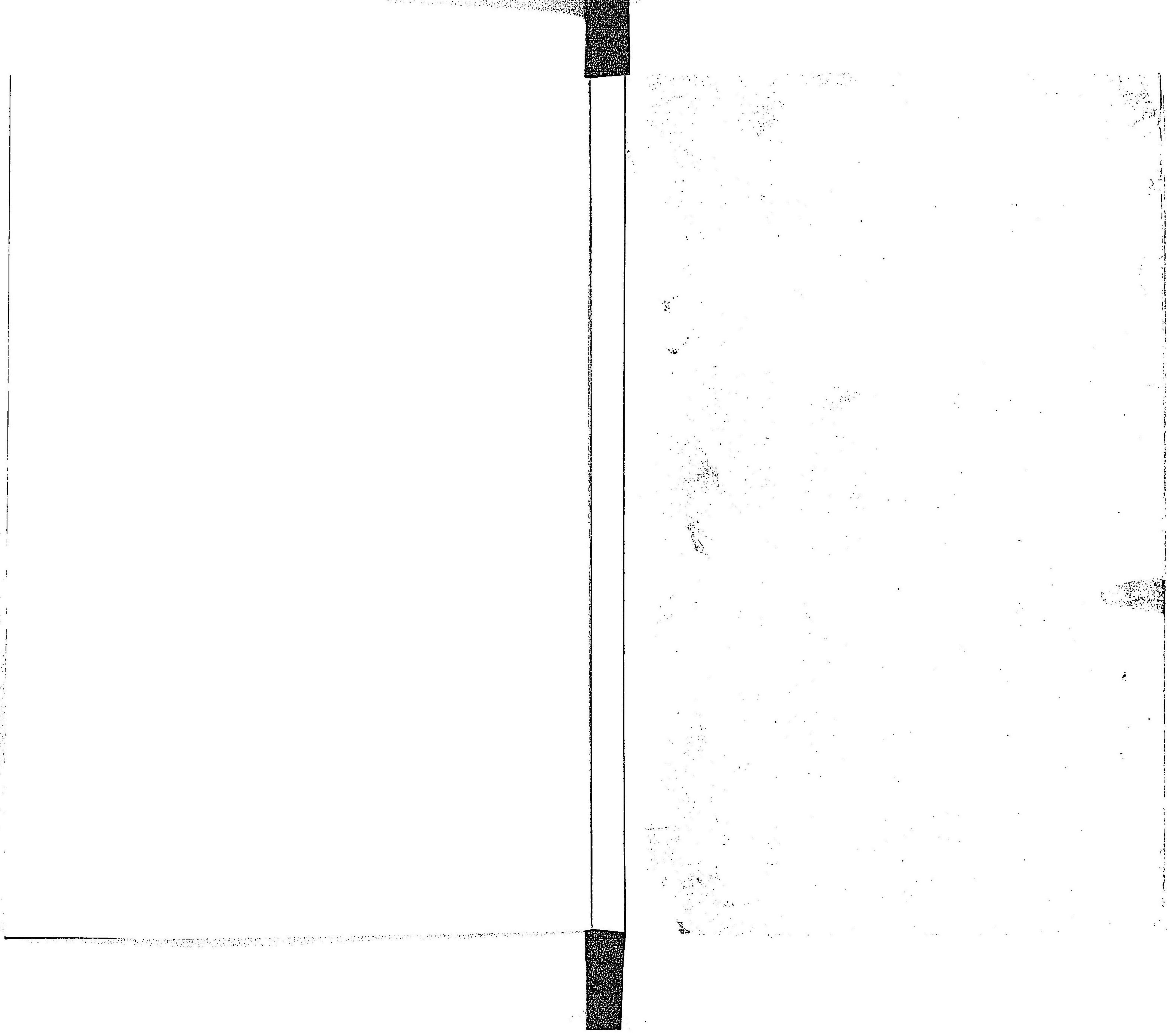
* 新對新 刑法註釋 *

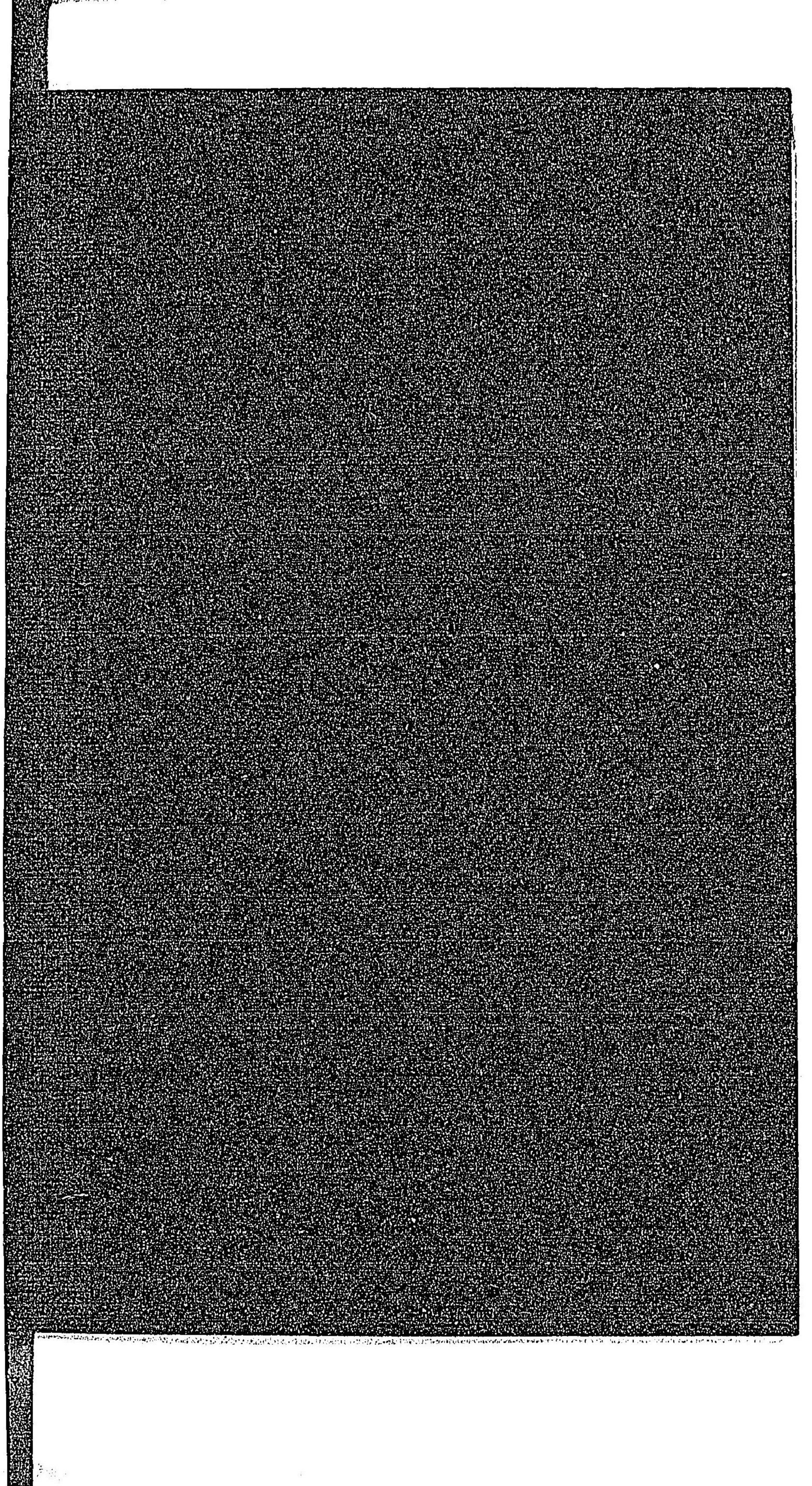
明治十四年五月七日印刷
明治十四年五月十一日發行

著者 岩崎祖堂先生
大阪南區安堂寺町四丁目九番九
發行者 井上尙一
大阪西區北堀上一丁目五番五
印刷者 日出版民助

發賣元

大阪南區安堂寺町佐野屋橋
井上一書堂





特14

167

新刑法註釈

岩崎 祖堂

国立国会図書館

036054-000-9

特14-167

新刑法註釈 (新旧対照)

岩崎 祖堂 / 著

M40

BBP-0682

